

様式第 23 の 14（第 4 条の 10 第 2 項関係）（平 28 総省令 59・追加、平 30 総省令 9・令元総省令 19・一部改正、令元総省令 43・旧様式第 23 の 10 繰下・一部改正）

第 1 表

書面解除に関する契約状況等報告	
年 月 日現在	
サービスの別表種類	事業者名 法人番号 電話番号 電子メールアドレス
書面解除ができる新規契約の締結数	書面解除ができる新規契約のうち書面解除がされた数
参 考 事 項	

- 注 1 サービスの別表種類に記載する内容ごとに別業とすること。なお、当該内容により特定されるサービスの範囲を更に区分する場合には、それぞれの区分ごとに、「参考事項」の項に当該区分を特定するに足りる事項を記載して別業とすることとする。
- 2 新規契約とは、変更契約及び更新契約以外の契約をいう。
- 3 注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。

第2表

確認措置契約に関する契約状況等報告		
年 月 日現在		
サービスの別表種類		
事業者名		
法人番号		
電話番号		
電子メールアドレス		
確認措置が適用された新規契約の締結数	確認措置が適用された新規契約のうち申出がされた数	確認措置が適用された新規契約のうち確認措置による契約解除がされた数
参 考 事 項		

- 注1 サービスの別表種類に記載する内容ごとに別業とすること。なお、当該内容により特定されるサービスの範囲を更に区分する場合には、それぞれの区分ごとに、「参考事項」の項に当該区分を特定するに足りる事項を記載して別業とすることとする。
- 2 新規契約とは、変更契約及び更新契約以外の契約をいう。
- 3 申出とは、利用場所状況又は遵守状況が不十分である旨の利用者からの申出であつて、電気通信事業法施行規則第22条の2の7第1項第5号イの確認の結果行われるものをいう。
- 4 注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。
- 5 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。